

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025 年 4 月 28 日

「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定」の概要と日本企業への影響

日本弁護士 横井 傑

上海オフィス顧問 繆 媛媛

III. 中国法令アップデート

- ・「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定 ←今号の注目法令
- ・涉外知的財産権紛争処理に関する規定
- ・食品表示監督管理弁法
- ・人工知能生成・合成内容識別弁法
- ・ネットワーク安全技术 人工知能生成・合成内容識別弁法
- ・上海市炭素排出管理弁法
- ・顔認証技術応用安全管理弁法 ←今号の注目法令
- ・公証機関マネーロンダリング防止及び対テロ融資防止管理弁法(意見募集稿)
- ・租税徴収管理法(改正意見募集稿)
- ・ネットワーク安全法(改正草案再度意見募集稿) ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 35 回(中国メインランド)

日時:2024 年 12 月 19 日(木)

「中国×経済安全保障デュー・ディリジェンスの重点ポイント」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

第 36 回(中国メインランド)

日時:2025 年 2 月 20 日(木)

「中国からの安値輸入への対抗策:アンチダンピング税」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー 弁護士 高寄直子

第 37 回(中国メインランド)

日時:2025 年 3 月 27 日(木)

「倒産実務から見る中国における債権回収のポイント」

講師:パートナー弁護士 屠 錦寧

II. Lawyer's Eye

『中華人民共和国反外国制裁法』の実施に関する規定』の概要と日本企業への影響

日本弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 繆 媛媛

中国では、2021年6月10日に「中華人民共和国反外国制裁法」(以下「反外国制裁法」という。)が公布・施行され、外国による不当な措置への対抗手段としての法的枠組みが構築された。それから約4年の期間を経て、国務院は、2025年3月23日、反外国制裁法の実施細則として『中華人民共和国反外国制裁法』の実施に関する規定』(以下「新規定」という。)を公布・施行した。新規定においては、反外国制裁法の実効性を高めるべく、運用面におけるルールが一層詳細に規定されている。本稿では、新規定の主要な内容を紹介しつつ、日本企業に及ぼす影響について考察を試みる。

一、反制裁措置の適用範囲に関する方針転換

反外国制裁法では、法令の構成上、外国による中国への内政干渉行為(例えば台湾、新疆、チベット、香港に関する事項)への対応により重点が置かれており、外国政府等による「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」については必ずしも中心的関心とはなっていなかった。これは、前者について第3条と同法の比較的条文番号が若い位置に規定されているのに対し、後者は第15条において準用規定として定められているに過ぎない点からも見てとれる。

これに対し、新規定では、第3条において中国への内政干渉行為と「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」が並列して規定されており、さらに第19条では訴訟等の法的手段を通じて「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」が反制裁措置の対象に含まれることが明確化・具体化された。近年、アメリカを中心とする欧米諸国による中国への経済的威圧は、輸出管理、投資審査、関税措置、政府調達制限など手段が多様化しており、中国は、必ずしも明確な内政干渉行為に該当しない諸外国からの圧力に対抗するため、反制裁措置の適用範囲を拡充したものと考えられる。

中国は、現状、アメリカその他欧米諸国を念頭において反外国制裁法に基づく反制裁措置を活発に利用しており、日本企業に対する適用事例は本稿の執筆時点において見当たらない。もっとも、中国ビジネスを行う日本企業にとっては、欧米の各種規制と中国の反外国制裁法の相克は常に問題になるため、今後もいかなる事例について反外国制裁法が適用されているかといった運用動向については十分に注意する必要がある。

二、反制裁措置の実施機関と措置内容の具体化

反外国制裁法第6条では、国務院の関係部門が反制裁措置の対象者に対して以下の反制裁措置を採ることができる旨定められている。しかしながら、条文中の「関係部門」が具体的には規定されておらず、「その他必要な措置」の内容も不明瞭なままとなっていた。

- ビザの発給拒否、入国禁止、ビザの取消し、国外退去命令
- 国内に所在する動産、不動産、その他財産の差押え、押収、凍結
- 国内の個人及び組織による対象者との関連取引、提携等の禁止・制限
- その他必要とされる措置

新規定は、「関係部門」の範囲を明示し、反制裁措置の決定及び執行に関する機関の権限を明確化した。これにより、各機関がどのような事案において、いかなる措置を講ずるのかについての判断基準が整理され、運用における恣意性が低減される効果が期待される。さらに、新規定は、反制裁措置をより詳細に具体化しており、「その他必要な措置」についても具体化がはかられた。

特に注目されるのは、反制裁措置として、資産等の差押えやビザ発給拒否に留まらず、反外国制裁法では明示されていなかった投資、輸出、データ・個人情報の提供の禁止・制限が明記された点である。中国でビジネスを行う日本企業としては、前項でも記載したように今後の運用動向に着目し、具体的な経済安全保障リスクの程度を把握することが重要と思われる。

実施機関	反制裁措置等	根拠
国务院外交部、国家移民管理等の部門	ビザの発給拒否、入国禁止、ビザの取消し、国外退去命令	新規定第 6 条
国务院公安、財政、自然資源、交通運送、税関、市場監督管理、金融管理、知的財産等の関連部門	中国国内にある動産、不動産、その他財産(<u>現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛債権などの財産及び財産権を含む</u>)の差押え、押収、凍結	新規定第 7 条
国务院の教育、科学技術、司法行政、生態環境、商務、文化・観光、衛生健康、スポーツ行政などの関連部門	国内の個人・組織による対象の人物・組織との関連取引、提携等(<u>教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動が含まれるがこれらに限られず</u>)の禁止・制限	新規定第 8 条
国务院関連部門	反外国制裁法第 6 条 4 号の「その他必要な措置」には、 <u>中国に関連する輸出入活動への従事の禁止又は制限、中国国内への投資の禁止又は制限、関連物品の当該主体への輸出の禁止、当該主体へのデータ及び個人情報の提供の禁止又は制限、関連する人員に対する中国国内での就労許可、滞在又は居住資格の取消し又は制限、過料の賦課が含まれるが、これらに限られない。</u>	新規定第 9 条
国务院の外交、商務、発展改革、司法行政などの部門	対外制裁対応業務の調整メカニズムに関する業務を担当し、反制裁措置の決定及び実施において、協調・連携及び情報共有を強化する	新規定第 10 条

三、反制裁措置の動的調整メカニズムの導入

新規定第 14 条では、新たに反制裁措置に関する動的な調整メカニズムが導入された。具体的には、反制裁措置の対象となった組織や個人が、その決定を下した国务院の関係部門に対し、当該措置の停止、変更又は取消しを申し立てられるとの条項が規定された。申立てに際しては、反制裁措置の対象となった行為の是正の内容、是正の結果等に関する事実と理由を提示する必要がある。

当該申立てを受けた国务院の関係部門は、実際の状況に応じて反制裁措置の実施状況及びその効果について評価を行い、その結果や申請内容の審査に基づいて、反制裁措置の停止・変更・取消を判断することができる(新規定第 15 条)。

また、反制裁措置の決定が公表された後であっても、関係する組織又は個人が、やむを得ない事情により、措置対象者との間で禁止又は制限されている活動を行う必要がある場合には、相応の事実と理由を提示したうえで、国务院の関係部門に申請し、同意を得ることで当該活動を実施することが可能となる(新規定第 16 条)。

以上のとおり、反制裁措置について各種の手續規定が追加された。日本企業の視点から考えると、反制裁措置の対象となった取引先との取引活動等を継続するための免除措置が明示的に規定されたのは、注目に値する。実際に申立てを行うハードルは、相応に高いものと思われるが、重要な取引先が中国による制裁対象となる場合に検討すべきオプションといえる。

四、反制裁措置の執行の詳細化

1. 反制裁措置を履行しない場合の処罰規定

反外国制裁法第 11 条によれば、中国国内の組織及び個人は、国务院の関係部門が講じた反制裁措置を遵守しなければならないとされている。この規定に違反した場合、国务院の関係部門は、当該組織又は個人に対し、関連活動への従事を禁止又は制限する権限を有している。

新規定第 13 条は、これら反制裁措置の不履行に対する制裁内容を以下のとおり更に具体化した。

- 是正命令
- 政府調達、入札・応札、貨物・技術の輸出入、国際的なサービス貿易に関する活動の禁止又は制限
- データや個人情報の越境移転の禁止又は制限
- 出国の禁止、国内での滞在・居住の制限など

これら処罰規定の適用対象は中国国内の組織及び個人であり、日本企業の現地法人等も適用の対象となる。日本企業の現地法人等は、取引先が中国の反制裁措置の対象に含まれるか否かを日常的にチェックし、対応する体制を整備する必要があると考える。実務上、アメリカ制裁について同様のチェック体制を有している日本企業は近年多くみられるようになったが、中国に関連会社を有する企業については、中国制裁についても同様の体制を整えることが強く推奨される。

2. 外国による差別的な制裁措置の執行又は協力の禁止

反外国制裁法第 12 条は、いかなる組織又は個人も、外国が中国の公民又は組織に課した差別的な制裁措置を実行したり、これに協力したりしてはならないと規定している。違反があった場合、被害を受けた中国の公民又は組織は中国の裁判所に訴訟を提起し、司法的な救済を求めることができる。

新規定は、第 18 条に同様の規定を置くほか、第 17 条において、国务院の関係部門に対し、外国による差別的な制裁措置の実行又はその協力を行った関係者に対する事情聴取、是正命令、その他必要に応じた対応措置を講じる権限を付与している。

これら規定の適用対象はいかなる組織又は個人であり、中国国外の組織又は個人も適用対象となる。したがって、中国に関連法人をもたないものの中国ビジネスに携わる日本企業にとってもコンプライアンス上のリスクとなり得る点に注意が必要である。たとえば、グループ全体で、中国以外の法律に基づいて制裁対象となっている中国企業との取引を中止する対応を採る場合、反外国制裁法及び新規制に基づく影響・リスクがどの程度あるのかという評価は別途必要になる。

五、まとめ

新規定は 3 月 23 日に施行されたばかりであり、新規定に基づく運用がどのように実務に影響を与えていくのかという点については引き続き状況を見る必要がある。他方で、日本企業が欧米の投資規制・輸出入規制・制裁関連規制と中国の反外国制裁法の板挟みにあうという現代的な問題は、新規制の施行によって再度調整と評価が必要な場面も出てくるように思われる。中国に拠点を持つか否かに限らず、中国ビジネスに携わる日本企業においては、今後留意が必要である。

III. 中国法令アップデート(主に 2025 年 3 月 1 日～3 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の法令のうち、「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定は重要である。この点、反外国制裁法は、中国政府幹部や中国企業に対する米国等による制裁措置を受けて、中国政府が対抗措置の根拠法として 2021 年 6 月に制定したものである。ただ、適用要件や効果等が明確でないこと等が指摘されていたが、同規定は、中国が実施する対抗措置の明確化、対抗措置手続の整備等を行う内容となっている。

なお、弊事務所では、同「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

中国では、最近、空港やビルの入管管理等、いろいろな場面での顔認証管理の導入が一気に進んでいる。このようなハイテク技術を用いた急速な変化の流れの中で、「顔認証技術応用安全管理弁法」は、顔認証技術を用いた顔認証情報（自然人に関する顔の特徴の生体識別情報）に対して、通常の個人情報より加重した取扱い・原則等を規定することで、個人情報としての保護を図ることを目的としている。

意見募集稿ではあるが、「ネットワーク安全法改正草案」も重要で、正式公布の動向に注視が必要である。ポイントは、他のデータ規制（「データ安全法」、「個人情報保護法」）における処罰規定が比較的重く、若干の不均衡が生じているため、本改正においてネットワーク安全法上の法律責任を調整（厳格化）するものである。更に、「ネットワーク運営者」（同法上の責任主体）が違法行為の結果を自発的に除去又は軽減し、(i)違法行為が軽微であり、かつ速やかに是正し、危害結果がもたらされていない場合、又は(ii)初回の違法であり、かつ危害結果が軽微であり、かつ速やかに是正を行った等の状況がある場合、法により処罰を軽減し、又は処罰を免除することができることが明確に規定されている。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

「中華人民共和国反外国制裁法」の実施に関する規定

【ポイント】 本規定は、対外関係法(2023 年施行)（本ニュースレター 2023 年 7 月 25 日付第 512 号参照）及び反外国制裁法(2021 年施行)（本ニュースレター 2021 年 7 月 30 日付第 488 号参照）を踏まえ、特に、反外国制裁法の関係規定を詳細化するものである。なお、対外関係法 33 条は国务院等に必要な行政法規等を制定する権限を委任していたが、同条に基づいて本規定が定められたものと考えられる。

本規定は、全 22 条により構成され、主に、中国が実施する対抗措置の明確化、対抗措置手続の整備、関係政府部門の協働条項の導入、措置執行の強化方策に分類される各関係条項が設けられている。

対抗措置の明確化に関し、本規定 6 条から 9 条は、反外国制裁法 6 条で規定された各対抗措置に対応して、以下の各内容を明記した。

反外国制裁法 6 条(対抗措置の内容)	本規定(追加内容)
1 号: 査証不発行・取消し、入国禁止、国外追放	6 条: 国务院外交、国家移民管理等の関係部門が、その権限に応じて実施する
2 号: 中国国内の動産、不動産、その他の各種財産の差押え、押収、凍結	7 条: 「その他の各種財産」とは以下のものをいう: 現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛金等の財産又は財産権
3 号: 中国国内の組織・個人との関連取引、協力等の活動の禁止又は制限	8 条: 教育、科学技術、法律サービス、環境保全、事業活動・貿易、文化、旅行、健康・衛生、スポーツの各分野における活動を含み、これに限られない。

4号:その他の必要な措置	9条:対象者による中国に関する輸出入活動、対象者による中国への投資、対象者に対する中国からの関連品目の輸出、対象者に対するデータ提供の禁止又は制限、及び、対象者の関係人員に対する就労許可、在留の取消し、並びに、罰金を含み、これに限られない。
--------------	--

その他の上記分類のうち注目すべき内容としては、対抗措置の実施又は変更等が決定された場合に、公式ウェブサイト等により発表されることが規定され(11条)、対抗措置に対する対象者による解除申請等の手続が明記され(14条、16条)、また、全ての組織・個人を対象とした、中国の主権、安全、発展利益を侵害するような訴訟等の手続を実施した場合の対抗措置リストへの掲載等も規定された(19条)。

今後、本規定により実際にどのような対抗措置が講じられるのか注視が必要である。

[原文] 实施《中华人民共和国反外国制裁法》的规定（国令第803号）

[公布／公表機関] 国务院（国务院）

2025年3月23日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

涉外知的財産権紛争処理に関する規定

[ポイント] 本規定は、「涉外知的財産権関連紛争」に関する処理方針を示すものである。その主な内容は、次の4つに分けられるものと整理されている。

まず、政府関係機関に対して、関係組織における涉外知的財産権紛争処理体制の構築を呼びかけている。この中には、商業調停や仲裁機関が涉外知的財産権紛争を解決することを勧告する内容が含まれた。当該機関における涉外知的財産権紛争案件の増加が見込まれる。

次に、企業に対しても、知的財産権の知識を備えた人員配置や知的財産権の保護を求め、また、広報を強化することがうたわれた。

また、中国本土内における文書送達については、民事訴訟法等の法令を遵守すべきことが明記された。このことは、次項の内容も含め考えると、中国本土内の企業が海外において知的財産権関連紛争の当事者となった場合に備えた規定であると読み取れる。

そして、知的財産権紛争の名を借りて、中国公民又は組織に対して牽制や圧力を行使し、中国の内政干渉に至ると判断される場合において、国务院が対抗措置リストへの掲載及び対抗措置を執行することができることが明記された。

本規定は、何か特別に真新しい法制度を導入することを内容とするものではなく、「涉外知的財産権紛争」という観点からの制度運用の大きな枠組みを示したものである。

[原文] 关于涉外知识产权纠纷处理的规定（国令第801号）

[公布／公表機関] 国务院（国务院）

2025年3月13日公布、2025年5月1日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

<経済諸法>

食品表示監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は食品ラベルの表示の監督管理に関するものである。昨年7月の意見募集段階を経て、今回正式に公布された。

同弁法の意見募集稿については、過去のCHINA LEGAL UPDATE(2024年7月26日 No.524)でも解説しているのでそちらも参照されたい。

本弁法の内容は、意見募集稿から大きな修正はないが、一部の内容についてより詳細化された。例えば、食品名称の表記要求について、意見募集稿の段階でも、植物由来食品原料を用いて動物由来食品を模倣して製造した食品の名称の表記に関して規定しているが、本弁法では動物由来食品原料で製造した食品についてもその原料の添加量と名称の表記に関しても詳細に規定している。

また、インターネット販売食品の食品ラベルの管理についても、より詳細に規定されている。食品の生産経営者のほか、

「インターネット食品販売プラットフォーム提供者」に対する関連責任が設定されている。プラットフォーム提供者はそのプラットフォーム上で掲載されている食品ラベル情報に対して検査、監督するシステムを構築し、法令等に違反した食品ラベル情報を発見した場合には関連記録の保存措置を講じたうえで、当該プラットフォームの所在地の市場監督管理部門に報告しなければならない。

[原文] 食品标签监督管理办法（国家市场监督管理总局令第100号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

2025年3月14日公布、2027年3月16日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

<社会法>

人工知能生成・合成内容識別弁法

[ポイント] AIによる生成コンテンツ(主に画像、音声、映像など)は日増しに精巧化し、人間が実際に記録・創作したものと区別が難しくなっており、政治、社会、経済に関する虚偽情報が拡散するリスクが高まっている。中国においてもAI規制の立法が進んでおり、これまでも「生成AIサービス利用暫定弁法」、「インターネット情報サービスにおけるディープ・シンセシス管理規定」等において、生成・合成されたコンテンツについて利用者が容易に識別できるよう、ラベル(標識)付与の義務が課されていた。本弁法は当該義務を更に明確化するものであり、2025年9月1日より施行される。本弁法ではAI生成サービス提供者、コンテンツ配信プラットフォーム運営者、ユーザーそれぞれに対する具体的な責任と義務が明示されている。

AI生成サービス提供者の義務

AIコンテンツを提供するサービスの提供者には、以下の義務が課されている(なお、下記の義務について、具体的な技術基準の一部として、下の「ネットワーク安全技術 人工知能生成合成内容識別弁法」に関する説明も参照されたい。)

- ✓ **明示的なラベル付与**:生成コンテンツに注意書きやアイコン等、ユーザーに認識可能な表示を行うこと(第4条)。
- ✓ **識別データの組み込み**:コンテンツのメタデータにサービス提供者名やコンテンツID等の識別情報を記録すること(第5条)。
- ✓ **利用規約での拘束**:規約に標識方法やユーザーの義務を定め、必要に応じ無標識の出力提供時にはユーザー責任範囲を明確にし、ログを保存すること(第8条・第9条)。

コンテンツ配信プラットフォーム運営者の義務

SNSや動画サイトなどコンテンツ配信プラットフォーム運営者は、投稿コンテンツにAI生成であることを示すメタデータやユーザー申告があればその旨を表示し、申告や標識がなくてもAI生成の痕跡を検知した場合は「AI生成の疑い」の警告ラベルを掲示する義務がある。さらに、ユーザーが投稿時にAI生成コンテンツであるか自己申告できる仕組みを提供し、申告を促すことも求められる(第6条)。

また、アプリストア等のアプリ配信プラットフォーム運営者も、AI生成機能を含むアプリ審査時に標識弁法への適合性を確認する義務を負う(第7条)。

一般ユーザーの義務

ユーザーは、AI生成コンテンツを公開・投稿する際には自らAI生成であると申告し、所定のラベルを付ける義務がある。また、標識の故意の削除・改ざん・隠匿や他者によるその行為の助長、不正な標識付与による他人の権益侵害も禁止されている(第10条)。

罰則

本弁法には罰則が規定されていないが、違反した場合、虚偽情報を散布した、又は虚偽情報に対する管理体制が構築されていないとして、「ネットワーク安全法」、「治安管理処罰法」、ひいては「刑法」の規定により処罰されるリスクがある他、被害者より民事責任を訴訟で問われる可能性があるため、遵守は不可欠である。

[原文] 人工智能生成合成内容标识办法(国信办通字〔2025〕2号)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、工業と情報化部、公安部、国家ラジオ・テレビ総局（国家互联网信息办公室、工业和信息化部、公安部、国家广播电视总局）

2025 年 3 月 7 日公布、2025 年 9 月 1 日施行

執筆担当:上海オフィス顧問 石 瀛

ネットワーク安全技术 人工智能生成・合成内容識別弁法

〔ポイント〕人工知能生成合成内容標識弁法」の施行を技術面から支える国家標準として、本標準は、AI 生成コンテンツに対する標識の付与方法を体系的に定めており、明示的なラベル表示及び識別データの組み込み手法を規定している。本標準も 2025 年 9 月 1 日から施行され、強制的国家標準(GB)として法的拘束力を持つものである。

明示的なラベル表示

対象	ラベル付与の手法	例
テキスト	冒頭、末尾、または本文中に「AI 生成」等の文言を記載(フォントと色の可視性確保)	
画像	角や縁に「AI 生成」や「AI 合成」の明示(最短辺の 5%以上の文字サイズが必要)	
音声	開始時等に「AI 生成」の中国語音声表示またはモールス信号「短長短短」	略
映像	冒頭等に文字による提示(2 秒以上の表示、画面隅への配置)	
AI インターフェース	コンテンツ付近または画面背景・上下部に常時表示	

識別データの組み込み

AI により生成された内容のファイルのメタデータには、「AIGC(AI-Generated Content)」というプロパティを設け、その中に以下の情報を記録することが求められる。なお、本標準における当該プロパティは 2023 年 8 月に公表された「サイバーセキュリティ基準実践ガイドラインー生成 AI サービス標識方法(TC260-PG-20233A)」におけるものとは記録情報の要件が一部異なるが、新たに公布され、強制力を持つ本標準が優先されられると考えられる。

- ✓ ラベル属性:当該コンテンツが「AI 生成」であるか、若しくは「可能性あり」または「疑い」のあるものかを識別する属性情報。
- ✓ 生成情報:生成合成サービス提供者の名称及び、当該内容の生成に関する識別コード。
- ✓ 配信情報:配信者の名称及び、当該内容の配信に関する識別コード。
- ✓ セキュリティ用リザーブコード:ハッシュ値や電子署名等により、コンテンツ及びメタデータの真正性・完全性を担保するための暗号情報。

本標準に、例として下記の画像に関するものが示されている。

圖片元数据字段	
compression	: JPEG
thumbnail_offset	: 205926
thumbnail_length	: 15963
XMP toolkit	: XMP Core 4.4.0-Exiv2
AIGC	: { "Label": "1", "ContentProducer": "156520100000016BDWXY0400000000", "ProduceID": "v0300fg100kbc3c77ab10123456", "ReserveCode1": "e862483430d978cbf828b8b24296ef9328d843a0", "Propagator": "1561101000000057WMWB030000000000", "PropagatorID": "qdn57u6mid93z6o1xvz", "ReserveCode2": "e862483430d978cbf828b8b24296ef9328d843a0" }
profile_CMM_type	:
profile_version	: 0.0.0
profile_class	: display device profile

本標準に基づく標識は、場合によっては一般ユーザーによって容易に削除され得るが、そのような行為は「人工知能生成・合成内容標識弁法」における故意の削除、改ざんまたは隠匿に該当する可能性があり、十分な注意を要する。

[原文] [网络安全技术 人工智能生成合成内容标识方法](#) (GB 45438-2025)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理總局、国家標準化管理委員會 (国家市場監督管理總局、国家標準化管理委員會)
2025 年 2 月 28 日公布、2025 年 9 月 1 日施行

執筆担当:上海オフィス顧問 石 瀛

上海市炭素排出管理弁法

[ポイント] 2024 年 5 月に施行された炭素排出権取引管理暫定条例における各地方の炭素排出権取引関係規定を踏まえて策定された本弁法は、上海市内における CO2 排出量の管理及び排出量取引に関する制度整備を目的として施行されたものである。報道によれば、同種弁法を導入したのは、中国国内で上海市が初めてである。

本弁法に基づき、上海市生態環境部門等は、CO2 排出管理対象企業リストを策定する。当該リストに掲載された企業は、毎年 12 月 31 日までに排出量データ管理計画を、毎年 3 月 31 日までに前年一年分の排出量報告を、それぞれ生態環境部門に対して提出しなければならない。当該各義務違反した場合、5 万元から 30 万元の罰金が課せられる。

一方で、排出量削減を実現した企業は、当該削減分を、他の企業に販売することができることに関する販売制度関連規定も設けられた。これにより、排出量削減が、企業の金融方策としても利用できることとなった。

本弁法は上海市市内に所在する日系企業も対象となる。出量報告への留意及び排出量取引に係る今後の動向に目が離せない。

[原文] [上海市碳排放管理办法](#) (沪府令 20 号)

[公布／公表機関] 上海市人民政府 (上海市人民政府)

2025 年 2 月 21 日公布、2025 年 4 月 1 日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

顔認証技術応用安全管理弁法

[ポイント] 本弁法は、顔認証技術を用いた顔認証情報 (電子的又はその他の方法により記録された、既に識別された又は識別可能な自然人に関する顔の特徴の生体識別情報をいい、匿名化処理後の情報は含まれない (19 条 2 号)。) の処理活動 (以下「顔認証処理」という。) を規範化し、個人情報の権益を保護することを目的として、ネットワーク安全法、個人情報保護法、ネットワークデータ安全管理条例等の法令に基づき制定されたものである。中国国内における顔認証技術を用いた顔認証の処理活動に適用され、顔認証技術の研究開発、アルゴリズム演習を行うために顔認証技術を用いて

顔認証情報を処理する場合には適用されない(2条)。本弁法においては、主に以下の規制が定められている。

- ① 顔認証処理を行う場合、特段の目的と十分な必要性を備えている必要があり、個人の権益への影響が最小となる方法を採用し、厳格な保護措置を実施しなければならない(4条)。
- ② 個人情報処理者(個人情報処理活動において自ら処理目的、処理方式を決定する組織及び個人を指す(19条1号))は顔認証処理を行う前に、個人情報処理者の名称及び連絡先、顔認証情報の処理目的、処理方式、保存期限等特定の事項について明示的に告知を行う必要がある(5条)。
- ③ 顔認証処理を行う場合、本人の自由意思による明確な単独の合意を取得する必要がある。本人はかかる同意を撤回する権利を有し、個人情報処理者は同意を撤回するための簡便な方法を提供する必要がある(6条)。
- ④ 法令に別段の規定がある場合又は本人の単独の同意がある場合を除き、顔認証情報はインターネットを通じて対外的に伝送してはならず、顔認証情報の保存期間は処理目的の実現に必要な最低限の時間を超えてはならない(8条)。
- ⑤ 個人情報処理者は顔認証処理を行う前に、個人情報保護影響評価を行い、処理状況について記録しなければならない。かかる記録は少なくとも3年保存しなければならない(9条)。
- ⑥ 同一の目的を実現し、又は同等の業務上の要求を達成するために、顔認証技術以外の方式が存在する場合、顔認証技術を唯一の認証方式としてはならない。個人が顔情報による身分認証に同意しない場合、その他の合理的かつ簡便な方式を提供しなければならない(10条)。
- ⑦ いかなる組織又は個人も、業務の処理、サービスの質の向上等を理由として、個人に顔認証技術を受けさせて個人の身分を認証するよう誤導、詐欺、脅迫してはならない(12条)。
- ⑧ 個人情報処理者は、顔認証技術を応用して処理した顔認証情報の保存数が10万人以上となった日から30営業日以内に、所在地の省級以上のネットワーク情報部門に対して届出手続を履行しなければならない(15条)。

[原文] 人脸识别技术应用安全管理办法(国家互联网信息办公室、中华人民共和国公安部令第19号)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、公安部(国家互联网信息办公室、公安部)

2025年3月13日公布、2025年6月1日施行

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

草案・意見募集稿等

公証機関マネーロンダリング防止及び対テロ融資防止管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、公証機関におけるマネーロンダリング対策措置義務を導入するものである。その説明資料によれば、現行制度の下では公証活動がマネーロンダリングに利用されるリスクを払拭できていないことから、公証活動においてもマネーロンダリング対策関係制度を整備することが必要であるとのことである。

その主要内容は、公証機関においてマネーロンダリングに関する総体的な内部統制制度の構築義務を明記し、手続利用者に対するデュー・ディリジェンス義務・資料保管義務・通報義務・マネーロンダリング法に基づくリスト掲載者に対する追加手続義務・構成員の研修義務・銀行によるマネーロンダリング調査に対する協力義務を設けている。

本意見募集稿には手続利用者に義務を課す規定は設けられていないため、今後制定される正式な法令において該当規定が設けられるかどうか引き続き確認が必要である。

[原文] 公证机构反洗钱和反恐怖融资管理办法(征求意见稿)

[公布／公表機関] 司法部(司法部)

(意見募集期間:2025年3月27日～2025年4月25日)

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

租税徴収管理法(改正意見募集稿)

[ポイント] 現行の租税徴収管理法は1993年に施行され、2001年に全面的に改正され、2013年と2015年に個々の条文が改正された。急速な経済社会の発展にもかかわらず、現行の租税徴収管理法の一部の条項は適時に改正されておらず、また一部の条項は適時に補充されておらず、徴収管理の実務に適応しない問題(例えば、刑法、民法典、行政強制法等の関連法律が続々と改正または公布され、現行の租税徴収管理法の関連規定はそれらとある)程度の逸脱が存在すること、プラットフォーム事業者関連の税務徴収や税務検査の問題等)が徐々に顕在化してきており、早急に改正する必

要がある。第14期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に基づき、税務総局は、財政部と共同で「中華人民共和國税収徴収管理法(改正意見募集稿)」(以下は「意見募集稿」という)を作成した。本意見募集稿は106条からなり、章の設定は、現行の税収徴収管理法の基本的な枠組みを維持し、16条を新設し、4条を削除し、69条を改正した。主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 税務管理の簡素化

税務登記の手続きを最適化し、納税者は設立登記を行った後、別途税務登記を行う必要がない。登録機関は、納税者に法に基づいて納税申告義務を行うように通知し、また設立、変更、抹消、取消などの情報を税務機関と適時に共有しなければならない。税務機関と関係部門は、取得可能な資料、情報を適時に共有し、納税者、源泉徴収義務者に再度提供するように要求してはならない(第18条、第20条)。

2. 税務検査措置の整備

税務機関が納税者の支払いに関する帳簿、資料を審査し、プラットフォーム経営者、電子決済サービス提供者に納税に関する状況を提供するように通知し、納税者の財産登録情報と身分情報を複製するとともに、納税者の登録地、貨物保管所、関連物流企業、送金と証券取引決済資金口座、非銀行支払機構の支払口座などを税務検査の範囲に組み入れることができることを明確にする。他の当事者が税務検査を受ける義務を明確にする。(第62条、第64条)

3. 移民管理機構の協力

税務機関は、重大な税収違法の疑いがある事件を調査・処分する場合、省、自治区、直轄市の税務機関の許可を経て、移民管理機構に納税者及びその法定代表者、主要責任者、実質的支配者などの重要な事件関係者の出国を阻止するように通知することができる(第68条)。

4. 脱税以外の規定に従い申告しない場合の責任

脱税以外の規定に従い申告しないことによる未納または過少納税の法的責任を明確にし、状況に応じて異なる法的責任を設定し、状況が重いまたは深刻な場合にのみ処罰を設定した。状況が重い場合は、未納または過少納付の税金の50%以下の過料を科すことができる。状況が深刻な場合は、未納または過少納付の税金の50%以上1倍以下の過料を科す。(第74条)

[原文] 税収徴収管理法(修订征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家財務総局、財政部(国家税务总局、財政部)

(意見募集期間:2025年3月28日~2025年4月27日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

ネットワーク安全法(改正草案再度意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2017年6月1日に改正施行されたネットワーク安全法の改正草案に関する意見募集稿である。ネットワーク安全法に関する改正草案の意見募集稿については、2022年9月12日にも公表されていた(意見募集期間は同月29日まで)が、この度再度改正草案が起案され、意見募集が行われている。本意見募集稿の作成の背景としては、2021年以降、データ安全法、個人情報保護法等のサイバーセキュリティに関する立法が相次いで実施されており、行政処罰法についても改正が行われた中、ネットワーク安全法についてもこれらの新たな法令との平仄を合わせ、関連する法律責任制度を改善し、さらにサイバーセキュリティが保障されることとなったこと挙げられる。加えて、2025年3月の全国人民代表大会常務委員会工作報告の中で、ネットワーク安全法の改正が2025年の立法業務に含まれていることから、本意見募集稿の作成に至ったものと考えられる。

本意見募集稿における修正の主な内容としては、以下の点が挙げられる。

① ネットワーク運用のセキュリティに関する法的責任

ネットワーク運営者、重要情報インフラ設備の運営者の責任(現59条)について、現行の規定ではこれらの者にネットワーク安全法上の安全保護義務違反があった場合、是正の命令、警告の付与が原則となっており、是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合に1万元から10万元(重要情報インフラ設備の運営者の責任については10万元から100万元)の過料が課されることとなっていたが、本意見募集稿では罰則を強化し、これらの者にネットワーク安全法上の安全保護義務違反があった場合、是正命令及び警告に加えて1万元か

ら 5 万円(重要情報インフラ設備の運営者の責任については 5 万円から 10 万円)の過料を科すことができるようになったことに加え、是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合の過料が 5 万円から 50 万円(重要情報インフラ設備の運営者の責任については 10 万円から 100 万円)に増額されている(また、直接の責任を負う主管人員に対して課される過料も同様に増額されている。)

さらに、実際上のサイバーセキュリティへの脅威が及ぼした結果を踏まえ、上記の法令違反により(i)大量のデータ漏洩、重要なインフラの機能の局部機能の喪失等ネットワークの安全に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合、及び(ii)重要な情報インフラの主要機能の喪失等ネットワークの安全に特に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合に関する罰則規定を追加し、過料(i)については 50 万円から 200 万円、(ii)については 200 万円から 1000 万円を科すことに加え、関連業務の停止、営業停止、ウェブサイト又はアプリの閉鎖、関連する許認可の取消し又は営業許可の取消しを行うことができることとされた(新 59 条 3 項)。

また、セキュリティ認証、セキュリティ検査を経ておらず、又はセキュリティ認証に不合格のまま、セキュリティ検査が要件に適合しないネットワークの重要設備及びサイバーセキュリティ専用製品を販売又は提供した場合の法的責任を明確にし、主管部門が是正を命じ、警告を与え、違法な製品及び違法所得を没収すること、並びに違法所得の 1～3 倍(違法所得が 10 万円未満の場合は、3 万円から 10 万円)の過料を課すことができることが定められた(新 61 条)。さらに、重要情報インフラ運営者が安全審査を経ず、又は安全審査を通過していないネットワーク製品又はサービスを使用する行為に対する処罰措置を明確にしている(新 67 条)

② ネットワーク情報の安全に関する法的責任

新たな情勢の下でインターネット情報の内容の安全リスクが国家の安全、政治の安全を脅かすリスクが生じることを防止するために、近年のインターネット情報内容の法執行の実務を踏まえて、関連部門の要求に従わず、法律、行政法規により公開又は伝送が禁止されている情報について伝送の停止、除去等の処置措置を講じなかった場合等の罰則を強化した。すなわち、現行法ではこれらの場合、是正を拒んだ場合又は情状が重大である場合のみ過料の対象となっていた(現 68 条、69 条)が、違反があった場合には 5 万円から 50 万円の過料を科すことができることとなった。また、特に深刻な影響又は結果をもたらす違法状態に対する処罰措置を明確にし、200 万円から 1000 万円の過料を科すことに加え、関連業務の停止、営業停止、ウェブサイト又はアプリの閉鎖、関連する許認可の取消し又は営業許可の取消しを行うことができることとされた(新 69 条)。

③ 個人情報及び重要データの安全に関する法的責任

データ安全法、個人情報保護法等の法令の規定がネットワーク安全法 64 条 1 項、66 条に係る個人情報及び重要データに係る違法行為の処罰について規定していることを踏まえて、ネットワーク安全法ではこれに関する処罰規定は置かず、上記の法令の規定に従うことを明確にしている(新 71 条)。

④ 行政処罰の軽減及び免除

行政処罰法との適用関係を踏まえて、ネットワーク運営者に違法行為の結果を自発的に除去又は軽減し、(i)違法行為が軽微であり、かつ速やかに是正し、危害結果がもたらされていない場合、又は(ii)初回の違法であり、かつ危害結果が軽微であり、かつ速やかに是正を行った等の状況がある場合、法により処罰を軽減し、又は処罰を免除することができることを明確にした(新 72 条 1 項)。さらに、関連する主管部門がその職責に基づき相応の行政処罰裁量基準を制定することを明確にしている(新 72 条 2 項)。

[原文] [网络安全法（修正草案再次征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

(意見募集期間:2025 年 3 月 28 日～2025 年 4 月 27 日)

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。